

# 1 令和5年度県税課税標準、税率及び納期一覧表

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項
県民税	1 個人		1 個人	
	(1) 県内に住所を有する個人 均等割（やまがた緑環境税を含む） 所得割…課税所得金額	年 2,500円 $\frac{4}{100}$	・均等割、所得割 市町村民税の納期と同じ  ・配当割 当月分を翌月10日まで （源泉徴収選択口座内 配当の場合） 年間分を一括して 翌年1月10日まで	
	(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者 均等割（やまがた緑環境税を含む）	年 2,500円	・株式等譲渡所得割 年間分を一括して翌年1月10日まで	
	(3) 支払を受けるべき特定配当等の額 配当割	$\frac{5}{100}$		
	(4) 特定株式等譲渡所得金額 株式等譲渡所得割	$\frac{5}{100}$		
	2 法人		2 法人	
	(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割（やまがた緑環境税を含む）	(ア) 資本金等の額が50億円超 年 880,000円 (イ) 資本金等の額が10億円超 50億円以下 年 594,000円 (ウ) 資本金等の額が1億円超 10億円以下 年 143,000円 (エ) 資本金等の額が 1,000万円超1億円以下 年 55,000円 (オ) 前各号以外の法人等 年 22,000円 $\frac{1.0}{100}$	・確定申告 事業年度終了後2か月以内 ・中間申告 事業年度の初日から6か月を経過した日から2か月以内 ・清算確定申告 残余財産が確定した日から1か月以内	
	法人税割…法人税額	$\frac{1.0}{100}$		
	(2) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割	上記(ア)～(オ)に同じ		
	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額 ※法人が平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に対しては、利子割が課税されない。	$\frac{5}{100}$	当月分を翌月10日まで	

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項	
事 業 税	1 個 人		1 個 人	事業主控除 2,900,000円	
	第一種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	第一期 8月16日～8月31日		
	第二種事業による所得金額	$\frac{4}{100}$	第二期 11月16日～11月30日		
	第三種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	税額1万円以下のときは第一期のみ		
		ただし、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業については	$\frac{3}{100}$		
	2 法 人		2 法 人		
	(1)電気供給業（小売電気事業等・発電事業等を除く。）、導管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入金額 $\frac{1.0}{100}$	確定申告 事業年度終了後2か月以内		
	(2)小売電気事業等又は発電事業等を行う法人	収入金額 $\frac{0.75}{100}$	中間申告 事業年度の初日から6か月を経過した日から2か月以内		
	付加価値額 (報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料+単年度損益-雇用安定控除額)	資本金の額又は出資金の額のうち一億円超の普通法人 $\frac{0.37}{100}$	清算確定申告 残余財産が確定した日から1か月以内		
	資本金等の額 (法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額)	資本金の額又は出資金の額のうち一億円超の普通法人 $\frac{0.15}{100}$			
	所得金額	資本金の額又は出資金の額のうち一億円以下の普通法人 $\frac{1.85}{100}$			
		税額 資本金の額又は出資金の額のうち一億円超の普通法人 ①+②+③			
		資本金の額又は出資金の額のうち一億円以下の普通法人 ①+④			
	(3)特別法人				
	所得金額	所得金額のうち400万円以下の金額 $\frac{3.5}{100}$			
		400万円を超える金額 $\frac{4.9}{100}$			
		ただし、三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている法人 資本金又は出資金の額が1,000万円以上のものは、所得金額の $\frac{4.9}{100}$			
	(4)その他の法人				
	所得金額	所得金額のうち400万円以下の金額 $\frac{3.5}{100}$			
		400万円を超え800万円以下の金額 $\frac{5.3}{100}$			
	800万円を超える金額 $\frac{7.0}{100}$				
	ただし、三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている法人 資本金又は出資金の額が1,000万円以上のものは、所得金額の $\frac{7.0}{100}$				
	ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合は、外形標準課税を適用 (別記参照)				

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項
事 業 税	所得金額（外形標準課税） 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※ （各事業年度終了日現在） ※電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人、公益法人、特別法人を除く  （注）外形標準課税については平成16年4月1日以降に開始する事業年度分から適用	下表のとおり  所得割額……① $\text{所得金額} \times \frac{1.0}{100}$ 付加価値割額……② $\left( \text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料} + \text{単年度損益} - \text{雇用安定控除額} \right) \times \frac{1.2}{100}$ 資本割額……③ $\text{資本金等の額} \times \frac{0.5}{100}$ （資本金等の額＝法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額）  税額 = ①所得割額 + ②付加価値割額 + ③資本割額		
	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した残額に相当する消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	78分の22(2.2%)	消費税と同期	(消費税法による)
不 動 産 税	不動産の価格	平成20年4月1日から令和9年3月31日までの住宅以外の家屋の取得 $\frac{4}{100}$ ただし、土地及び住宅の取得については $\frac{3}{100}$	納税通知書に定められた日	(1) 土地の取得10万円未満 (2) 家屋の取得のうち建築に係るもの1戸につき23万円未満 (3) 家屋の取得のうち(2)以外1戸につき12万円未満
県たばこ税	売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数	1,000本につき 1,070円	前月分を毎月末日まで	

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項
ゴルフ場 利用 税	ゴルフ場の利用（1日1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 級 1,200円</li> <li>2 級 1,100円</li> <li>3 級 1,000円</li> <li>4 級 900円</li> <li>5 級 800円</li> <li>6 級 700円</li> <li>7 級 600円</li> <li>8 級 500円</li> <li>9 級 400円</li> <li>10級 300円</li> </ul>	前月分を毎月 15日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 年齢等による非課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 18歳未満の者の利用</li> <li>(2) 70歳以上の者の利用</li> <li>(3) 障害者の利用</li> </ul> </li> <li>2 一定の用途による非課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民体育大会の競技</li> <li>(2) 学校の教育活動</li> </ul> </li> </ul>
自動車税 環境性能割	自動車の取得価額	燃費性能等に応じて税率 が定められている 自 家 用：非課税～3% 営 業 用：非課税～2% 軽自動車："	登録又は届出 のとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車の取得価額 500,000円以下</li> <li>2 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以降3年以内に専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供するための自動車を無償で取得したとき</li> </ul>
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものの数量	32,100円/kℓ	前月分を毎月 末日まで	<p>知事の承認があったもので次に掲げる引取り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 軽油の引取りで本邦から輸出として行われたもの</li> <li>(2) すでに軽油引取税を課された軽油に係る引取り</li> <li>(3) 免税証による軽油の引取り</li> </ul>
自動車税 (種別割)	<p>自家用、営業用、特殊な用途(8ナンバー)などや、総排気量、総積載量及び乗車定員等に応じて税額が定められている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乗用車</li> <li>② トラック</li> <li>③ バス</li> <li>④ 三輪の小型自動車</li> <li>⑤ 特殊用途車</li> </ul> <p>※排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその性能に応じ税率を軽減(75%軽減)し、新車新規登録から一定年数(ガソリン車で13年、ディーゼル車で11年)を経過した自動車は税率を重く(概ね15%重課)する種別割のグリーン化を実施</p>		5月16日～ 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 次に該当するもの。ただし、(4)から(7)までは知事の承認を受けたものに限る <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品であって使用しない自動車</li> <li>(2) 消防専用自動車</li> <li>(3) 救急専用自動車</li> <li>(4) へき地巡回診療の用に供する自動車</li> <li>(5) 学校において、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車</li> <li>(6) 指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有する自動車で、当該教習所において専ら教習の用に供する自動車</li> <li>(7) 幼稚園において、専ら園児の通園の用に供する自動車</li> </ul> </li> <li>2 社会事業又は公益事業を行う法人の所有する自動車のうち、次のいずれかに該当するもので、知事の承認を受けたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通の安全確保の事業の用に供する自動車</li> <li>(2) 結核予防の事業の用に供する自動車</li> <li>(3) 成人病予防の事業の用に供する自動車</li> <li>(4) 犯罪の予防の事業の用に供する自動車</li> <li>(5) 母子健康包括支援センターにおいて、直接その本来の事業の用に供する自動車</li> <li>(6) 社会福祉事業の用に供する施設において、直接その本来の事業の用に供する自動車</li> </ul> </li> </ul>

税目	課税標準	税率	納期	法律又は条例で定める免税事項
鉦区税	鉦区の面積	1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 (1) 試掘鉦区 面積100アールごとに年額 200円 (2) 採掘鉦区 面積100アールごとに年額 400円 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 (1) 河床でないもの 面積100アールごとに年額 200円 (2) 河床 延長1,000メートルごとに年額 600円 3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする 鉦業権の鉦区 1に規定する税率の $\frac{2}{3}$	5月16日～ 5月31日	
狩猟税	1 第一種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち2に規定する者以外のもの 2 第一種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち4に規定する者以外のもの 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5 第二種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合（許可捕獲後1年以内）	16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円 上記税額の 2分の1	登録を受ける日	課税免除 1 対象鳥獣捕獲員に該当する者が狩猟者の登録を受ける場合 2 鳥獣保護管理法による許可を受け、従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者が狩猟者の登録を受ける場合
産業廃棄物税	1 埋立処分を目的とした最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量 2 1に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量	1,000円/トン	1月1日～3月31日分は 4月30日 4月1日～6月30日分は 7月31日 7月1日～9月30日分は 10月31日 10月1日～12月31日分は 1月31日	